

議案第66号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務の部2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項金額の欄中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(議案第66号) 二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
手数料を徴収する事務	区分	金額	手数料を徴収する事務	区分	金額
(略)			(略)		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	イ～ホ (略)	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	イ～ホ (略)
	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(2) (略) (3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリ		イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(2) (略) (3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリ	

改正後			改正前		
		<p>ットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>～～ヲ (略)</p>			<p>ットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>～～ヲ (略)</p>
	3 (略)	イ～～ (略)		3 (略)	イ～～ (略)
(略)			(略)		